

平成29年9月21日

関係各位

金沢大学人間社会学域 学校教育学類
学類長 守屋哲治（公印省略）

平成30年度 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校校長公募 募集要項

金沢大学人間社会学域学校教育学類では、附属小学校において実験的、先導的な教育課題に取り組んでいます。この取り組みを推進するため、これまでに培った組織をまとめるマネジメント力や企画力やネットワーク、実行力を活かして、校長として附属小学校の魅力ある学校づくりに貢献いただける人材を広く公募します。

1 求める人物像

大学附属学校や公立学校等での管理職の経験を有し、次の（１）～（３）を兼ね備えている方を募集します。

- （１）リーダーシップとマネジメント力を発揮して、「チーム学校」を推進できる方
- （２）実験的、先導的な教育課題への取り組みを推進できる方
- （３）学校教育学類・大学院教職実践研究科と連携した教育実習・学校実習を推進できる方

2 募集人数 1名

3 校長候補者選考

（１）応募資格

次の各号に掲げる項目のすべてに該当する者

- ① 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- ② 大学附属学校または公立学校や行政機関、研究・教育機関等において、校長、副校長、教頭等、管理職の経験を有する者
- ③ 教育に関する見識と情熱を有する者

（２）選考方法

一次選考：書類選考

結果は、10月20日（金）までに本人宛に郵送にて通知します。

二次選考：書類と面接 選考日（予定）平成29年11月3日（金）～平成29年11月5日（日）の間で実施します。第1次選考合格者に対してのみ、書類と面接による選考を行います。実施に当たっての詳細は、第1次選考合格者に対して第1次選考結果と併せて通知します。なお、面接等に関わる旅費、宿泊費等は応募者の負担となります。結果は、11月8日（水）までに本人宛に郵送にて通知します。併せて学長面談日を通知します。

4 校長採用までの手続き（校長採用選考の実施）

上記3（２）の二次選考に合格した校長候補者は、学長が面談のうえ校長に任命します。学長面談による最終結果は、11月30日（木）までに通知します。なお、辞令交付は平成30年度当初となりますが、平成29年度末までに附属小学校管理職との業務引継があります。

5 採用形態等

(1) 任期を付さない職員（校長）

- ① 対 象 60歳未満の者
- ② 採用日 平成30年4月1日

※ 定年制（定年年齢：60歳）が適用され、定年退職日までの雇用となります。

(2) 任期付職員（校長）

- ① 対 象 60歳以上の者
- ② 採用期間 平成30年4月1日～満65歳に達する日以後における最初の3月31日まで

※ 60歳以上の場合は、「国立大学法人金沢大学職員再雇用規程」に準じた雇用を予定しているため、任期の末日が上記のとおりとなります。

6 提出書類

(1) 履歴書

指定の書式（附属小学校ホームページからダウンロードしてください）

<http://partner.ed.kanazawa-u.ac.jp/fusho/>

※ 学校教員等の経歴については、職名（校長、教頭、教諭等）を明記すること

(2) 教員免許を有している場合は、教員免許状の写し及び更新講習修了確認証明書等（該当者）の写し、又は教員免許状取得見込証明書

(3) ご自身のこれまでの組織マネジメントの経験において、最もマネジメント能力を発揮した実例（A4判、横書き、2枚程度）。※ ワープロ・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。

(4) 返信用封筒1通（長形3号封筒に82円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください。）

※ 提出された書類は、返却しません。提出書類に記入された情報は、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程に基づき適正に管理します。

7 提出期限

平成29年10月16日（月）必着

8 提出先・方法

〒921-8105 石川県金沢市平和町1-1-15

金沢大学附属小学校長 宛

「校長応募書類」と朱書きの上、簡易書留で送付してください。

9 問い合わせ先

金沢大学附属小学校 副校長 河村真吾

E-mail : kawashin@staff.kanazawa-u.ac.jp

TEL : 076-226-2111

FAX : 076-226-2112

10 その他

- (1) 本学では、附属学校園間の連携を進めています。
- (2) 本校の正式名称は「金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校」ですが、「金沢大学附属小学校」と略して表記する場合があります。
- (3) 現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程、就業規則等の詳細は、下記URLを参照ください。その他ご不明な点は、お問い合わせください。
(<http://www.kanazawa-u.ac.jp/university/administration/regulation/rules>)

〔参考〕

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条（校長・教員の欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者